

Property Manager  
賃貸不動産経営管理士

これからの賃貸住宅を牽引する  
賃貸管理のスペシャリスト

# 賃貸不動産管理のプロ、一人一人が賃貸不動産市場の未来を担う。

## 目的

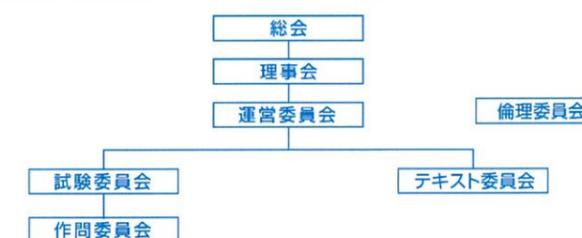
当協議会は、賃貸不動産管理業務が持つ公共性と社会的意義の重要性を認識し、安心・安全な住生活の提供、紛争の未然防止、不動産価値の維持向上の観点からの確かな情報提供のできる知識・技術・技能・倫理観を持った賃貸管理の専門家の育成を通じて、賃貸不動産管理業務の適正化、高度化と社会的認識の向上を図り、賃貸不動産市場の活性化と健全化を促し、国民生活の向上に資することを目的とする。

## 協議会概要

### 協議会の事業（定款より）

1. 賃貸不動産経営管理士試験、登録・管理・更新に関する事業
2. 賃貸不動産経営管理士に対する指導・支援に関する事業
3. 賃貸不動産経営管理士に対する専門教育に関する事業
4. 賃貸不動産経営管理士制度の普及・広報活動に関する事業
5. 賃貸不動産管理にかかる調査・研究に関する事業
6. その他協議会の目的を達成するために必要な事業

### 協議会組織図



### 協議会年表

平成19年7月	賃貸不動産経営管理士協議会設立
平成25年4月	一般社団法人へ移行
11月	第1回全国統一試験の開始
平成28年9月	「賃貸住宅管理業者登録制度(国土交通省告示)」の一部改正により、賃貸不動産経営管理士に一定の役割が付与
平成30年1月	賃貸不動産経営管理士試験の累計合格者数が5万名を超える

## ご挨拶

当協議会は「賃貸不動産経営管理士資格制度」を通じて、賃貸不動産管理業務の適正化、賃貸不動産市場の健全化を促し、国民生活の向上に貢献することを目的に、平成19年7月に業界団体である、(公財)日本賃貸住宅管理協会、(公社)全国宅地建物取引業協会連合会、(公社)全日本不動産協会の3団体によって創設されました。昨今の賃貸不動産を取巻く環境は、少子高齢化等による空室率の増加、人々の住まい方へのニーズの多様化など、大きな変革の時を迎えています。その中でも賃貸住宅は、全住宅ストックの約3割を占めており国民にとって重要な生活の場です。その賃貸住宅が適正に管理され、賃貸住宅の借主に対し安心・安全な住環境を提供するためには、多岐に渡る賃貸不動産管理の知識を持ち合わせた専門家の存在が不可欠です。当協議会は、賃貸住宅の借主が豊かで実りある住生活を実感でき、貸主が安定した賃貸住宅を提供できる環境を整えられるよう、賃貸不動産経営管理士の輩出・育成と賃貸住宅管理の適正な発展に取り組んで参ります。

### 協議会を構成する3団体

当協議会は、不動産関連団体である以下の3団体によって構成されています。



オーナーの資産を守り、入居者への  
安心・安全な住環境の提供に欠かせない



## 賃貸不動産経営管理士とは

賃貸不動産経営管理士は、平成19年に資格制度が開始され、賃貸不動産管理に関する知識・技術・倫理観を備えた専門家です。賃貸不動産の管理業務に関する幅広い知識を体系的に学習し、賃貸不動産管理における専門家として認められた資格です。国土交通省告示「賃貸住宅管理業者登録制度」が平成28年9月に改正され同制度において、賃貸不動産経営管理士に明確な役割が付与されました。(詳細は6ページ参照)



## 賃貸不動産経営管理士に求められる知識と技術

賃貸不動産経営管理士が従事する賃貸不動産管理業は、幅広い知識が求められる業務であり借主と貸主の間に立ち中立した立場で業務を行っています。(公式テキストより)



### 増加する賃貸住宅と賃貸不動産経営管理士

賃貸住宅が年々増加する中、賃貸不動産経営管理士の資格者数も増加しています。



### 賃貸不動産経営管理士証

資格証は、賃貸不動産管理の専門家の証であるとともに、オーナーからの信頼に繋がります。



継続での更新者は登録証がゴールドになります。

## 様々なシーンで賃貸不動産経営管理士が求められている



賃貸不動産  
管理業者の方

### 日々の業務で重要な知識

入居者やオーナーからの質問や要望に応え、様々なケースに対応するためには幅広い知識が必要。入居者の安心安全な住生活と、貸主の安定した賃貸住宅経営を支える専門家として活躍できます。



家主や  
不動産投資を  
検討されて  
いる方

### 自身の資産を守るために知識は必要

管理は全て、賃貸不動産管理会社に任せておけば安心。ただし、自分の資産を守るのに知識は重要です。自主管理を行っている場合には、必要不可欠な知識です。



金融関係や  
士業の方

### 賃貸不動産に関連する提案業務を行うには、知識を身につけることが肝心

資産運用などの提案や、賃貸不動産に関するトラブル解決には賃貸不動産に関する知識が重要です。キャリアアップしたい方にもオススメです。



学生・主婦

### 資格を取得して、不動産管理業界へ就職

賃貸不動産管理業界への就職を目指す際には、賃貸不動産経営管理士を取得することで自信に繋がります。

## 国の法制度においても 期待されている役割



### 国土交通省告示 賃貸住宅管理業者登録制度での役割

#### 賃貸住宅管理業者登録制度の概要

国土交通省が平成23年12月より運用する「賃貸住宅管理業者登録制度」が平成28年9月に一部改正されました。改正後の同制度において、賃貸不動産経営管理士に一定の役割が付与されました。同制度は、賃貸住宅管理業務について一定のルールを定めた制度です。

#### 賃貸不動産経営管理士の設置義務

事務所ごとに1名以上の賃貸不動産経営管理士等を配置する必要があります。※等とは、6年以上の実務経験者を指します。

#### 登録制度における賃貸不動産経営管理士の専属業務



貸主との間で管理受託契約を結ぶ際の重要事項説明



管理受託契約に係る重要事項説明書への記名・押印



管理受託契約の成立時に交付する管理受託契約書への記名・押印

賃貸住宅の管理を受託する際に重要な、契約関係について、賃貸不動産経営管理士等に重要な役割が付与されています。資格者等が業務を担うことで、トラブルの未然防止に繋がります。

### 住宅宿泊事業法での役割

健全な民泊サービスの普及を図るため、住宅宿泊事業の届け出制度や住宅宿泊管理業・住宅宿泊仲介業の登録制度など一定のルールを定めた「住宅宿泊事業法」が平成30年6月15日より施行されます。

住宅宿泊管理業の登録申請時には、賃貸不動産経営管理士証の写し等が必要です。

住宅宿泊事業を行うために事業者登録する申請者が、個人である場合には賃貸不動産経営管理士等の登録を受けていることが必要です。



## 協会が行う様々なサポート事業

### 有資格者へのサポート事業

資格者の継続した知識向上と、業務に役立つよう、協会では様々なサポートを行っています。資格者は、以下のものを協会ホームページから、いつでもダウンロードできます。

#### 賃貸不動産経営管理士通信

賃貸不動産管理に役立つ知識や行政情報、協会の活動報告など、有資格者に有益な情報が満載



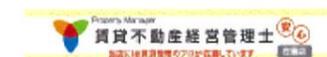
#### 業務手引き

「賃貸住宅管理業者登録制度」の登録業者に在籍する賃貸不動産経営管理士のための業務手引き



#### バナー

資格者が在籍している企業のHPなどに掲載できるバナーのダウンロードが出来ます。



#### 称号ダウンロード

名刺などに表記できる称号のダウンロードが出来ます。



#### フォローアップ案内

賃貸不動産管理に関連したセミナーや出版物の案内をお送りします。



#### 書式等

賃貸不動産管理業に関連した書式のダウンロードが出来ます。

### 国土交通省告示「賃貸住宅管理業者登録制度」登録業者へのサポート事業

当協会は、借主が安心できる住生活を送ることができ、貸主の安定した賃貸経営を行える環境を整えるため、国土交通省が告示する「賃貸住宅管理業者登録制度」の普及・促進を図ることを目的に登録業者の支援を行っています。

#### ① 登録制度に関する相談窓口

「賃貸住宅管理業者登録制度」の各種手続き方法や、制度に沿った実務に関する相談を、専門の相談員が対応します。

03-6265-1069 【受付時間】 平日 10:00~16:00

#### ③ 賃貸管理に役立つ情報、PRツールの提供

行政や賃貸管理に関わる最新情報の案内、入居者・オーナーに向けたPRツール等の提供をしています。



#### ② 更新の案内

登録有効期限が90日以内の登録業者に、手続き防止のため、更新期限の案内を送付しています。



#### ④ メール通知サービス

登録業者に向けて、更新手続きなど、登録制度に必要な手続きの時期や方法をメールで通知するサービスを行っています。メールアドレスの登録はホームページにて受け付けています。

# 賃貸不動産経営管理士取得までの流れ

試験に向けた学習には、賃貸不動産経営管理士公式テキストと講習の受講をお勧めしています。

資格取得までのスケジュール



**公式テキスト購入**

公式テキスト 3,980円(税込)

**賃貸不動産経営管理士講習**

講習内容：公式テキストを使用した講習(2日間)  
 講習期間：6月～9月  
 開催地域：全国主要都市  
 受講料：17,820円(税込)  
 特典：講習修了者は全国統一試験を受験した場合出題40問のうち4問が免除されます。  
 ※受講は任意です。

**試験**

試験日：毎年11月第3日曜(年1回)  
 試験地域：札幌、仙台、東京、横浜、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、沖縄(全国11地域)  
 受験料：12,960円(税込)  
 出題形式：4肢択一、40問  
 受験要件：どなたでも受験できます

**試験出題範囲**

- 賃貸管理の意義・役割をめぐる社会状況に関する事項
- 賃貸不動産経営管理士のあり方に関する事項
- 賃貸住宅管理業者登録制度に関する事項
- 管理業務の受託に関する事項
- 借主の募集に関する事項
- 賃貸借契約に関する事項
- 管理実務に関する事項
- 建物・設備の知識に関する事項
- 賃貸業への支援業務に関する事項(企画提案、不動産証券化、税金、保険等)

**登録**

試験合格後、賃貸不動産経営管理士の登録を行うことで、資格者証やステッカーの提供、業務に役立つフォローアップセミナーなどの有益な情報を受けることができます。

※登録要件(資格登録には以下の要件が必要です)  
 宅地建物取引士である者、又は協働会が認める賃貸不動産管理業務に2年以上従事している又は従事していた者。

**登録後のフォローアップ**

- 賃貸不動産経営管理士証の交付

- ロゴ・ステッカーの提供

- フォローアップ案内等

## 一般社団法人 賃貸不動産経営管理士協議会

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-1 朝日生命大手町ビル17階  
 TEL:03-3548-8331 FAX:03-3548-8332

協議会受付センター  
 電話受付:平日10:00~17:00 FAX受付:24時間  
 TEL:04-7170-5520 FAX:050-3153-0865

協議会ホームページ  
 講習の日程など詳細の情報はホームページにてご確認ください。  
<http://www.chintaikanrishi.jp>

